

第5章

ナイジェリアにおける住民対立と「人間の安全保障」

望月克哉

はじめに

本稿では、アフリカにおける「人間の安全保障」概念の適用可能性を探る手がかりとして、ナイジェリアでの住民対立を事例として、その歴史的経緯を追うことから、いかなる状況の下で地域住民の安全が脅かされてきたのかを考察する。具体的には、長期にわたり反目・対立し、しばしば紛争状態に陥ったグループ／コミュニティとその関係に注目して、「なぜ紛争になったのか?」、「紛争はどのように展開したのか?」、さらに「どのような解決が試みられたのか?」といった疑問を中心に据えつつ、当該地域住民にとっての安全、したがってその「人間の安全保障」の限界はどこにあったのかを検討する。

まずナイジェリアにおけるさまざまなグループ／コミュニティどうしの反目・対立について、その契機と展開を概念的に整理した後、事例として今日なお燻っているナイジェリア南西部の都市イレ・イフェ (Ile-Ife) における住民紛争に焦点を当て、地域住民の主張とそれらをめぐって生じた政治的な動きを概説する。その上で、紛争調停の努力を特にその主体に注目して概観したのち、紛争地域における地域住民の「人間の安全保障」を確保することの困難さとその限界について論じてみたい。

アフリカにおける植民地支配と脱植民地化の動きの中で、地域住民は国家の枠組みの中に組み込まれ、その結果として複雑な政治過程の中に置かれてきた。国内外の力が複合的に作用する統治は、社会に複雑な権力関係をもたらし、その下で地域住民どうしの間にも対立関係が生じることになった。とくにアフリカの紛争地域について地域住民レヴェルでの「人間の安全保障」概念の適用を考えるならば、まずは地域住民と地域社会のキャパシティを強化し、社会関係資本を整備し、和解と共存を目指すことを通じて統治を回復させることが目指されねばなるまい。

人間の安全保障委員会報告書（人間の安全保障委員会編 [2004 : 113]）の整理によるならば、暴力を伴うナイジェリアの住民紛争において「人間の安全保障」を実現する上でも重要な役割を果たすのは、やはり「和解と共存」の取り組みであり、そこでの真実究明と和解促進のプロセスということになる。とりわけ同報告書が掲げる新しい制度（たとえば真実究明委員会）の設立、あるいは社会関係資本の再建といった目標に至るステップとして、地域住民どうしの寛容と地域社会の取り組みの促進がはからねばならない。それらが、いかなる状況にあるのかを具体的事例について見てゆく必要がある。

なお本稿の記述では、複数の用語概念をおおよそ同じ意味合いで併記・併用する箇所が出るであろう。そこで、あらかじめそれら用語概念の意味するところを明らかにしておく。それは住民紛争のユニットと見なされる集団の呼称である。本稿では、「グループ／コミュニティ」といった記述もしているが、これは当該集団が共通の言語や社会的・文化的基盤を有するグループ¹であるケースばかりではなく、人口規模において言語グループよりは小さく、いわばそのサブ・ユニットとしてコミュニティと称するのがふさわしいケースもあるからに他ならない。

第1節 グループ／コミュニティ関係の歴史的展開

現地の研究者による、聴き取りを中心としたグループ／コミュニティ間の紛争の原因をさぐる作業では、植民地期以前にまで遡る反目・対立の経緯が明らかにされている。こうした経緯をたどってゆくと、反目・対立のそれぞれの局面で争点が異なることが分かる。

紛争の起源をたどる作業でまず注目されるのが、対立するグループ／コミュニティの関係における「先住民」と「流入民」という位置づけである。この最初の時点における先住性（indigence）こそが、その後の地域住民の関係において、土地をはじめとする資源の所有権や用益権、さらには政治的支配の淵源となるからに他ならない。紛争当事者の多くがこうした議論を持ち出し、論争し、さらなる反目・対立を生み出している。

アフリカにおける社会的混乱あるいは経済的困難の原因として、植民地支配が挙げられることはままたまあり、これに対する批判もまた少なくない。ナイジェリア

に関して言えば、特に植民地宗主国であるイギリスによって採用された間接支配のメカニズムゆえに、反目・対立してきたグループ／コミュニティの間の力関係が大きくシフトすることもあった。それによって宗主国の植民地（出先）機関の裁量の下で、せめぎ合ってきたグループ／コミュニティのいずれか一方にのみ行政的権力が傾斜することが起こり得たからである。ここでの争点を敢えて挙げるならば、それは首長位そのものであり、植民地当局による追認を求める運動がグループ／コミュニティにより展開されることになった。

植民地期において決せられ、固定されたかに見えたグループ／コミュニティ間の関係が変化するのは独立期においてである。ナイジェリアにおいては1960年の政治的独立を控えて50年代より憲法起草、そして政党選挙の準備が始まった。あわせて独立後の国家（連邦）再編も議論の俎上に上ることになり、政治情勢は一挙に活性化し、流動化した。この過程で結成された民族政党による政治的動員は、国内の係争地域におけるグループ／コミュニティ間の力関係を再度シフトさせた。とりわけ独立後の行政区分の再編、すなわち連邦を構成する州の再編成（新州設置）や、州の下部行政単位である地方政府（Local Government）の設置²をめぐるポリティクスは、「支配される側」の立場に甘んじてきたグループ／コミュニティを活気づかせ、政治的支配における挽回のチャンスをうかがう契機となった。

第2節 イフェ＝モダケケ紛争の起源

ヨルバランド（ヨルバ人の土地）とも通称されるナイジェリア南西部では、19世紀後半にイギリスの植民地支配が開始されるまで、この地域での覇権をめぐる攻防が続いた。世紀初頭にそれまで支配的な地位にあったオヨ帝国（Oyo Empire）が崩壊したのち、これにかわって世紀半ばにイバダン王国（Ibadan Kingdom）が最盛期を迎え、イレ・イフェを含む広大な地域を支配するようになった（中村[1994:48-49]）。これらに加えて、北部から移動してきたフラニ人（Fulani）の圧力もあり、地域住民の居住や勢力関係が流動化し、ヨルバランド各地へ大挙して移動するものが現れた。ヨルバ人発祥の地（Orisun Yoruba³）と称されているイレ・イフェにもまた、この時期を通じて旧オヨ帝国を追われた人々

を中心とする“避難民”が継続的に流入することになった。

イレ・イフェとそこに居住するイフェ人(Ifes)の上に君臨したのはオオニ(Ooni of Ife)と称される最高首長であり、これに連なる伝統的首長層とともに住民を支配した。流入した“避難民”もまた、その支配の下に組み込まれ、農耕のための土地を付与される者もあった。しかしながらヨルバランドの混乱が続く中、交易の中心であったイバダンの支配権をめぐる旧オヨ帝国の末裔となる人々との勢力争いに敗れたことで、イフェ人のあいだには“避難民”に対する反感が生じた。オオニはこうした“避難民”のさらなるイレ・イフェへの流入を制限するとともに、これら帰還すべき土地を失った人々の定住地を新たに設けて、その指導者に首長位(名称はOgunsua)を与えたのである。この地域がモダケケ(Modakeke)と名付けられ⁴、“避難民”もこのように称されるようになった。これが19世紀半ばの状況である。

19世紀後半にかけてヨルバランドではイバダンを拠点とする旧オヨ帝国の勢力と周辺の諸勢力の角逐が続く。この過程でイフェ人はイバダンの勢力下に置かれることになり、旧オヨ帝国に連なるモダケケ人の立場はさらに微妙なものとなった。定住化以来、つねにイフェ人とモダケケ人の関係は緊張を孕んでいたが、ヨルバランド全域におけるイバダンの勢力の優越が、イレ・イフェにおける両者の共存をかるうじて支えていたからである。しかし、1877年頃に戦端を開き15年以上にわたったイバダンとその周辺勢力の間の争乱(反イバダンを標榜する連合勢力にちなんで「エキティパラポ戦争(Ekitiparapo war)」と通称される)を通じて、両者間の緊張が再び昂じることになった。

1861年にラゴスを直轄植民地としてナイジェリアに地歩を築いたイギリスは、その後ヨルバランドにおける勢力争いにも介入していた。「エキティパラポ戦争」でも調停者の役割を担い、1886年の時点では各勢力の指導層との間で平和・友好・通商を謳う約定の締結に成功している。イレ・イフェでの居住権を含むイフェ＝モダケケ関係の調停もそこには含まれていたが、両者の譲歩が得られぬまま、このプロセスは翌年初頭に頓挫してしまう。こうした反目・対立を植民地支配の障害とみたイギリスは、その後も最高首長オオニの懐柔などを通じて、両者の関係修復を試みるものの事態は一進一退を続ける。

植民地体制の下でモダケケ人はその立場をさらに固めてゆく。まずモダケケ人

指導層はイフェ行政区 (District) で実務的役職を付与されることにより、原住民統治機構 (native authority) における地位を認められた。また、すでに実質的な耕作権をもつに至ったモダケケ人農民は、イフェ人地主に支払うロイヤリティないし“内払い”(Yoruba 語で *ishakole*) の率について不満があれば、植民地行政当局やその裁判制度を活用することもできた。ただし両者の反目・対立が解消したわけではなく、むしろ係争問題は増えてゆき、それに伴って調停者としての伝統的首長層、とりわけ最高首長たるオオニの能力の限界が露呈しつつあった。

第3節 紛争の政治化

ナイジェリアの政治的独立はイフェ＝モダケケ関係を変容させることになった。1960年の独立をにらんで57年から開始された憲法起草会議の過程で、とくに国内のマイノリティ・グループからの自治要求が強まった。より具体的には3つの州からなる連邦制の枠組みの下で、グループ／コミュニティの居住地域をカバーする地方政府の設置を求めるというものである。植民地期の原住民統治機構であった行政区の再編にあたって、独自の地方政府を設立せよとの声はモダケケ人の間でも高まっていった。

当時のイレ・イフェの状況は、Yoruba 人の文化団体 (*Egbe=Omo=Oduduwa*) から発展し、ナイジェリアの民族運動を主導していた行動党 (Action Group) が地方政治を支配しており、イフェ人はこれに強くコミットしていた。行動党党首でその後、Yorubaland を包括する西部州の首相となったオバフェミ・アウォロウオ (Obafemi Awolowo) はイフェ人から支持され、その代弁者としての役割も果たした⁵。結果的に、独立期のイレ・イフェにおける地方政治のメインストリームはイフェ人の主張するところに傾き、モダケケ人の政治的要求が満たされることはなかった。

イフェ＝モダケケ関係に次なる緊張の高まりをもたらしたのは、1979年の民政移管であった。独立後、数年を経ずして民政は崩壊し、ビアフラ戦争をはさんで長期にわたる軍部支配が続く中で、国内のグループ／コミュニティによる権利要求運動は時に抑圧され、表だった運動に展開する契機を失っていたからである。民政移管とこれに伴う政党活動の解禁は、こうした要求の表出の契機となっ

た。ナイジェリア南西部では、ヨルバ人の民族政党としてアウォロウォを党首に据えたナイジェリア統一党（**Unity Party of Nigeria**、以下UPN）が積極的な選挙民の取り込みを図っていた。イレ・イフェでのUPNの活動の主体はこのときもイフェ人であったが、モダケケ人は州議会場で地区選出議員を通じた地方政府設置要求を継続した。

1976年の新州設置によって生まれたオヨ（**Oyo**）州議会におけるモダケケ人議員による地方政府設置提案はUPNの党内手続きを経て、1981年初頭に州議会に上程された。そこで審議を経たものの、UPN内の党議の過程で廃案とされてしまう。その結果、当然のことながら同年4月に発表された新地方政府のリストからは漏れることになり、モダケケ人の間に大きな失望と不満をもたらした。その直後、連邦与党であり、南西部での勢力伸長を狙っていたナイジェリア国民党（**National Party of Nigeria**、以下NPN）がこの問題をイレ・イフェにおける党員集会で取り上げたことが、イフェ＝モダケケ関係にかつてない緊張をもたらし、時をおかずして暴力の応酬へと発展していった。これを便宜的に「1981年危機」と呼んでおきたい。州政府は大量の警察部隊を投入して騒乱の鎮圧を図る一方、州知事が騒擾地域に夜間外出禁止令や集会禁止令を発動し、あわせて事態の司法的解明のため委員会を任命する措置を執った⁶。

民政下での選挙サイクルはイフェ＝モダケケ関係に大きく作用した。「1981年危機」が尾を引く中で、1983年には4年を任期とする州知事や州議会議員の改選期がめぐってきたのである。UPNを与党とする州政府に対抗するため、モダケケ住民の中には対立政党であるNPNに党籍を変更する者が多数でたのみならず、UPNの選挙キャンペーンに妨害行為をはたらく者まで現れた。この83年選挙の結果、連邦与党NPNの首班シャガリ（**Shehu Usman Aliyu Shagari**）が大統領に再選され、オヨ州知事のポストもNPNが獲得し、さらにオヨ州議会議長にはモダケケ出身者が座ることになった。懸案であった新地方政府設置案は、選挙後まもなく地方政府法修正として州議会に上程され、これを通過。ついにモダケケ地区に本庁舎を置く新地方政府の設置が正式に決定した。ところが、その年末に発生した軍部クーデタにより連邦政府が転覆され、新たに成立した軍事政権により憲法は停止、民政下での一連の決定は反故とされてしまう。かくしてイフェ＝モダケケ関係は軍事的抑圧の下で再び小康状態を呈するに至った。

第4節 紛争調停努力とその主体

1983年以来の軍政期は、あいだに3ヵ月にも満たない「形式的な民政」とも呼ぶべき暫定国民政府期をはさみ、実に4代の軍事政権で15年余に及んだ。この間、連邦制度の見直しとして3度の州再編が実施され、19州制から21州制へ、さらに連邦首都准州（アブジャ）を別途設置した30州制、そして同じく36州制へと移行した。これらとあわせて地方政府の分割や新設も実施され、見直しごとに100以上が増設されて、今日ではその総数が774に上っている⁷。これらはナイジェリア各地のグループ／コミュニティによる新州設置、地方政府新設要求に応えるものであったが、たとえば **Suberu [2001]**はその過程で紛争が多発したことを、連邦主義との関連で指摘している。

イレ・イフェについては、1989年の見直しにより全国で149の地方政府が増設された際、同地に本庁舎を置いていた従来の地方政府を3分割して、**Ife North**、**Ife Central**、**Ife South**と称する3つが新たに設置された。しかしながら、モダケケを包含する地方政府 **Ife North**の本庁舎はモダケケ地区外に設けられた上、地方政府の行政区域としても他のコミュニティの居住地区を含んでおり、モダケケ住民独自のものとはならなかった。

さらに1996年の見直しでも、全国で143の地方政府が増設されており、その中にはモダケケ地区を含む地方政府 **Ife East**もあった。当初、その本庁舎はイフェ地区の一角に置くと言われていたが、翌97年の州政府発表により、これがモダケケ地区内に変更となった。ところが、この発表にイフェ住民が激しく反発したため、数ヶ月後になって軍政知事は同地方政府の本庁舎所在地をモダケケ地区外へ変更する旨を声明したのであった。これは本庁舎をイフェ、モダケケ両地区外とすることで、両者の不満を抑え込む意図からなされた判断であったが、モダケケ住民はこれに納得せず、あらゆる方法でこの措置の不公正さを表明する挙に出た。そして抗議行動はしだいに暴力を伴う形態にエスカレートし、「1997年危機」とも呼ぶべき事態に発展していったのである⁸。

こうした事態を打開する手立てとしては、当該地域ないしグループの伝統的首長層による仲介・調停、そして政府機関による介入というのが一般的方策である。

「1997年危機」に際しても、まず州レベルの伝統的首長の評議会組織が紛争の原因究明に乗り出し、さらに長期的な問題解決を目指して国家和解委員会 (National Reconciliation Commission) のミッションがイフェ、モダケケ双方のコミュニティを訪問して事情聴取を行なっている。これらの試みは州政府に対して解決策を勧告することを目的とするものであったが、それを待つことなく事態は展開し、モダケケ側からは混乱を招いた軍政知事の責任を追求する声が高まった。互助・友誼組織である「モダケケ進歩同盟 (Modakeke Progressive Union)」は裁判を通じて争うべく訴状を準備して、これを大統領府にも送りつける戦術をとった。また青年組織の連合体である「モダケケ青年連帯グループ (Modakeke Youth Solidarity Group)」はメディアを通じ、知事の姿勢を強い調子で非難する声明を発表した。

こうした動きの中でイレ・イフェ情勢は再び紛争の様相を呈し、イフェ住民とモダケケ住民による暴力の応酬は翌98年以降も断続的に続いた。その過程で99年の民政移管を経て就任した文民大統領オバサンジョ (Olusegun Obasanjo) が同地を訪問して仲介する機会も生まれたが、これもまた不調に終わっている。上述した伝統的首長の評議会組織による報告書はすでに州政府に付託されていたが、「持てる」側の立場から従来のイフェ人に有利な見解を追認したその内容に「持たざる」モダケケ人が反発し、紛争調停どころか、かえって対立を煽る結果となった。

第5節 「人間の安全保障」の限界

独立後のナイジェリアでは、さまざまなグループ／コミュニティの間で、規模の大小を問わず、にっちもさっちもゆかない紛争 (dysfunctional conflict) が数多く発生した。それらは国内の特定地域に限られたものではなく、また最近では「宗教紛争」⁹あるいは「エスニック紛争」といった様相を呈するものも少なくない。これら紛争の再発性・回帰性ゆえに、紛争当事者に納得のゆく事態の説明や解決策を見いだすことは困難であり、紛争解決に向けた共通の基盤を模索する取り組みも決して順調には進んでいない。

ナイジェリア社会において頻発している権利要求運動や、その主体であるグル

ープ／コミュニティが関わる住民対立のケースでは、とくにその初期において自らが発した注意喚起が功を奏さない場合、対抗措置として多くのグループ／コミュニティが暴力に訴えてきた。自らの権利を主張するグループ／コミュニティが、そうした注意喚起を無視、回避、もしくは否定されるような場合、当該グループ／コミュニティは注意喚起の対象となった集団や政府に対して、きわめて挑戦的な姿勢をとるようになる。それはしばしば、警告や脅迫的なメッセージ、非難、出訴、さらに極端な場合には暴力の行使という形態にエスカレートする。その目的は、自らの権利要求に関してその成否をはっきりさせることに他ならない。

そしてこれこそがグループ／コミュニティ間に生じる紛争の最大の原因である。多くの当事者は紛争管理が可能な局面にもかかわらず、そこで発せられている注意喚起を無視あるいは見逃していた。このことは上述の事例からも指摘できる。コミュニティ、さらにその上位のレベルで、何らかの争点をめぐって不満を抱く諸グループは、自らの主張を展開し、あるいはその窮状について不平不満を表明する。しかし、これに対抗するグループや然るべき責任をもった当局がそれらを聞き入れることはまずない。無視されたグループ／コミュニティは、しばしば暴力的手段に訴え、結果として多くの人々にその存在なり主張なりを認知されることになる。これがナイジェリアにおいて支配的な権利要求のスタイルであり、住民の戦術であったと言えよう。

コミュニティ間に生じているこうした多くの紛争は決して突然に発生するものではない。それに先だって、上述した注意喚起を含む何らかのシグナルがあったにもかかわらず、それらは深刻に捉えられては来なかった。そうして起こってしまった紛争に対して、ナイジェリア政府がどのように対処してきたかといえば、警察や国軍部隊を治安回復の目的で現地に派遣し、ひとたび暴力沙汰が止むと、それをもって事態沈静化と判断して撤収させてしまった。多くの場合、こうした治安部隊の撤収後しばらくすると再び緊張が高まり、事態はエスカレートすることになった。深刻化した事態に直面した政府は、紛争地域に警察や国軍を長期にわたって駐留させ、これがさらなる軋轢を生むことにもなった。

連邦・州・地方政府の各行政レベルで、グループ／コミュニティ間の紛争、すなわち反目・対立の最終局面において紛争管理のための措置を講じなかったことが大きな問題である。ナイジェリアの連邦政府（とりわけ軍事政権）が一般的

に採用してきた方策とは、国軍のひいでた軍事力を動員して一挙に紛争を押さえ込むというやり方であった。ひとたび暴力行為が鎮まるや、それをもって「平和」が達成されたと判断し、紛争後における平和構築のための何らの努力もなされなかった。紛争地域における国軍部隊の駐留により、治安維持を名目とした道路封鎖や検問が継続し、これらが地域住民に対するハラスメントになっていた事実は大いに問題視すべきであろう。

また紛争鎮静化における（機動部隊を含む）警察の役割というのも国軍と似たり寄ったりで、きわめて矛盾に満ちている。ナイジェリアでしばしば人々の口に上るのは、紛争当事者たち以上に破壊行為を行ったのが警察であるという言説で、紛争に乗じて物品を強奪し、持ち去った者すらあったと言われている。それらを検証することは出来ないが、多くの住民は次のように信じている。すなわち、警察は事態の鎮静化（ディ・エスカレーション）には役立たず、その投入の効果はむしろ逆であった、と言うのである。もちろん、こうした見方には一定の留保が必要とは言え、ナイジェリアにおいて警察に不偏不党の立場を期待することが難しいのは事実である。警察機構が地域に密着したものであればあるほど、住民対立が生じた場合には、いずれか一方の当事者からの働き掛けに影響されやすい。伝統的首長層をはじめとする地域の有力者の人脈次第で、警察はいずれかに荷担する可能性が高いと考えるのが現実的であろう。地域住民の安全について第一義的責任を有する警察機構の抱えるこうした問題は、「人間の安全保障」を確保するための制度が機能不全を起こしていることを象徴するものと言えよう。

グループ／コミュニティ間の対立において暴力的な紛争が停止した段階で、政府が事態の把握とその司法的解決をマנדートとする特命委員会を設置して調査を行うことも通例となっている。上述の事例では「1981年危機」に際して採られた措置がこれにあたる。こうした委員会は、原則としてすべての紛争当事者から事情聴取を行い、そこから任命権者である政府に報告書が提出される。報告の事実そのものは広く新聞などでも報道されるものの、その内容が報じられることは希で、同じ地域で暴力沙汰が再発するまで一般の人々が紛争の構造について知らされることはまずない。真実究明と和解促進に向けたプロセスは、すでにここにおいて頓挫している。

おわりに

アフリカの紛争地における「人間の安全保障」について考えはじめた時、当初の発想は係争事項あるいは利害関係者を律するルールないし規範、それらを体現する社会の仕組みの形成に注目するというものであった。そうしたルールや規範の欠落が武力行使を伴う反目・対立を生み出しているとするならば、利害関係者を共通の土俵で平和的に対峙させるメカニズムがあれば事足りるのではないかと考えていたからである。紛争当事者がそうした土俵に歩み寄る状況、すなわち信頼関係が醸成されていたならば、そこに何らかのルールに基づく紛争管理メカニズムが生まれていてもおかしくはない。それを探ることが「人間の安全保障」への第一歩であろうと考えたのであった。

しかしながら、事例として取り上げたナイジェリアにおけるコミュニティ・レベルの紛争に関する限り、いまだにそうした信頼醸成のメカニズムをもつには至っていない。一時的ながらも仲介・調停といった仕組みが機能した時期はあったにしても、伝統的首長層に代表されるグループ／コミュニティ単位での権威、ないしそれらの内部での権力構造の動揺によって紛争解決の仕組みは容易に崩れ去った。その結果、ルールないし解決のメカニズムを体現する首長位そのものが脅かされることにもなった。もちろん、この段階においてすら伝統的首長が絶対的権威であったわけではなく、時に最高首長に挑戦するグループ／コミュニティがあらわれた事実は、イフェ＝モダケケ紛争の事例においても観察されたことである。この一点からしても、今日のナイジェリア社会においては、すべての人々が納得する紛争解決のルールや仕組みというのは見出し難い。

独立期を経て、新たな憲法体制の下で行政区分を含めた国家の再編成が行われたことにより、いよいよグループ／コミュニティ間の紛争は増えたと言ってよい。植民地期の原住民統治機構の下での伝統的首長による統治メカニズムから、民選知事を戴く州と、その下位行政単位で選挙による評議会を有する地方政府が設置されたことにより、末端のコミュニティの中には自らの帰属をめぐる動揺するものが現れた。その過程で行政区分や行政首長のポストをめぐる紛争も増大したのである。諸法規はもとより、新たに設置された警察・治安の機構も未熟であったことから、混乱に伴う住民どうしの反目は昂じて、しばしば大規模な対立にも

発展していった。

こうした紛争に共通しているのは、それらが一度収束したように見えても、些細なきっかけで再燃する傾向があること。すなわち紛争そのものが再発性・回帰性ということである。長期にわたって表面上の「平和」が持続し、そのあいだに住民の世代交代が行われた場合でも、旧来の緊張・対立関係は維持され、それ以前とは形を変えた争点をめぐって物理的な衝突に発展する可能性を孕んでいる。そのために、住民（とりわけ青年層¹⁰）は政治家や有力者の政治的操作にも利用されやすく、時々の政治対立に巻き込まれることも少なくないのであろう。

このような社会・政治状況を、たとえば Jega ed. [2000]などはアイデンティティ・ポリティクスという視角から論じてきたが、これを社会関係と個人に着目した社会全体にとってのアイデンティティ維持という問題に展開する立場もある¹¹。土佐[2003: 75]が国家安全保障論について指摘している、〈アイデンティティ／危険＝インサイド／アウトサイド〉という意識の構造、すなわち「他者」を排除する形で集团的アイデンティティを形成・維持しようとする思考というものが、社会（あるいは本稿での表現を援用すればグループ／コミュニティ）レベルでも観察される制度的思考であることは、上述の事例からも明らかである。これを「人間の安全保障」論においてどのような形で展開できるのか、今後の作業にはそうしたアプローチが求められることになる。

¹ 社会科学用語として頻用される **ethnic group** ないしはそれに準ずる集団（「部族」などとも称される）と読み替えることも可能である。ちなみに今日のナイジェリアにおいて認識可能な言語グループの数は、250以上と言われている。さらに多いとする立場もあり、たとえば Otite[1990]はこれを374とみている。

² 行政単位としての呼称は **Local Government Area** であり、その議会としての機能を担うのは **Local Government Council** である。したがって地方政府設置運動における住民の要求は双方の設置、及び評議会議長と評議員の選出を中心に据えたものとなっている。

³ ヨルバ語で「ヨルバ人の出自の地 (the aboriginal home of the Yoruba people)」を意味する。

⁴ **Modakeke** とは、定住地近くにあった大木に営巣したつがいのコウノトリの啼き声にちなむものとされている。(Otite & Albert [1999: 145])

⁵ アウォロウォは首相在任中に公式の発言の中でイフェ＝モダケケ関係に言及し、地方政府設置を求めるモダケケ人の要求を認めないことを明言したとされる

(Otite & Albert [1999:153])。ちなみに、イレ・イフェに所在するナイジェリア屈指の総合大学はイフェ大学 (University of Ife) として知られていたが、その後オバフェミ・アウォロウォ大学 (Obafemi Awolowo University) と改称されて今日に至っている。

⁶ 司法当局の判事を議長とした同委員会は、イレ・イフェ西方に位置する都市イレシャ (Ilesa) を聴聞会の開催地として、イフェ、モダケケ双方の関係者からの聴取を行ったのち、一連の報告とともにモダケケ住民の宥和ための一方策として独立した地方政府の設置を勧告している。(Otite & Albert[1999: 158])

⁷ これは1999年憲法に基づき国家州問題評議会 (National Council of State) が勧告している定数であるが、各州政府がその裁量により新地方政府を設置する動きが出てきている。たとえば現地紙 (*This Day*) が伝えるところによれば、ナイジェリア最大の人口を擁するラゴス州の場合、憲法により容認された20に加え、新たに37を設置することを打ち出している。(This Day Online, 22 January, 2004)

⁸ 「1997年危機」をめぐるエスカーレーションの様相と事態の展開については次を参照されたい。NIRA、横田共編[2001]、特に第2部 (事例研究) 第2章「西アフリカ」第3節「ナイジェリア」。

⁹ 「宗教紛争」という切り口からナイジェリアの紛争問題を論じたものとして Falola [1998]がある。同書は1970年代以降、同国で顕著となった暴力と紛争について宗派間の競合・対立という視角から分析したものである。

¹⁰ コミュニティにおいて「青年」と称される人々の存在、とくにその住民対立・紛争における役割については望月[2002]を参照のこと。

¹¹ 来栖[1998: 96-97]はこれを社会の安全保障論として整理し、中心的な分析単位となるのは「政治的に意味をなすエスノ・ナショナルな、あるいは宗教的なアイデンティティである」と説明している。

参考文献

1 . 日本語文献

- 来栖薫子[1998]「人間の安全保障」『国際政治』第 117 号、pp.85-102.
総合研究開発機構(NIRA)、横田洋三共編[2001]『アフリカの国内紛争と予防外交』
国際書院 .
- 土佐弘之[2003]『安全保障という逆説』青土社 .
- 中村弘光[1994]『アフリカ現代史 西アフリカ』第 2 版、山川出版社 .
- 人間の安全保障委員会編[2003]『安全保障の今日的課題 人間の安全保障委員会
報告書』、朝日新聞社 .
- 望月克哉[2002]「ナイジェリア：住民衝突と「青年」層」『アフリカレポート』
pp.37-41.

2 . 外国語文献

- Falola, Toyin [1998] *Violence in Nigeria: The Crisis of Religious Politics and Secular Ideologies*, Rochester: University of Rochester Press.
- Jega, Attahiru ed. [2000] *Identity Transformation and Identity Politics under Structural Adjustment in Nigeria*, Uppsala: The Nordic Africa Institute.
- Otite, Onigu[1990] *Ethnic Pluralism and Ethnicity in Nigeria*, Ibadan: Shaneson C.I.
- Otite, Onigu & Isaac Olawale Albert [1999] *Community Conflicts in Nigeria: Management, Resolution and Transformation*, Ibadan: Spectrum Books Limited.
- Suberu, Rotimi T. [2001] *Federalism and Ethnic Conflict in Nigeria*, Washington, D.C.: United States Institute of Peace Press.